

## 調査結果の概要

### 【調査の概要】

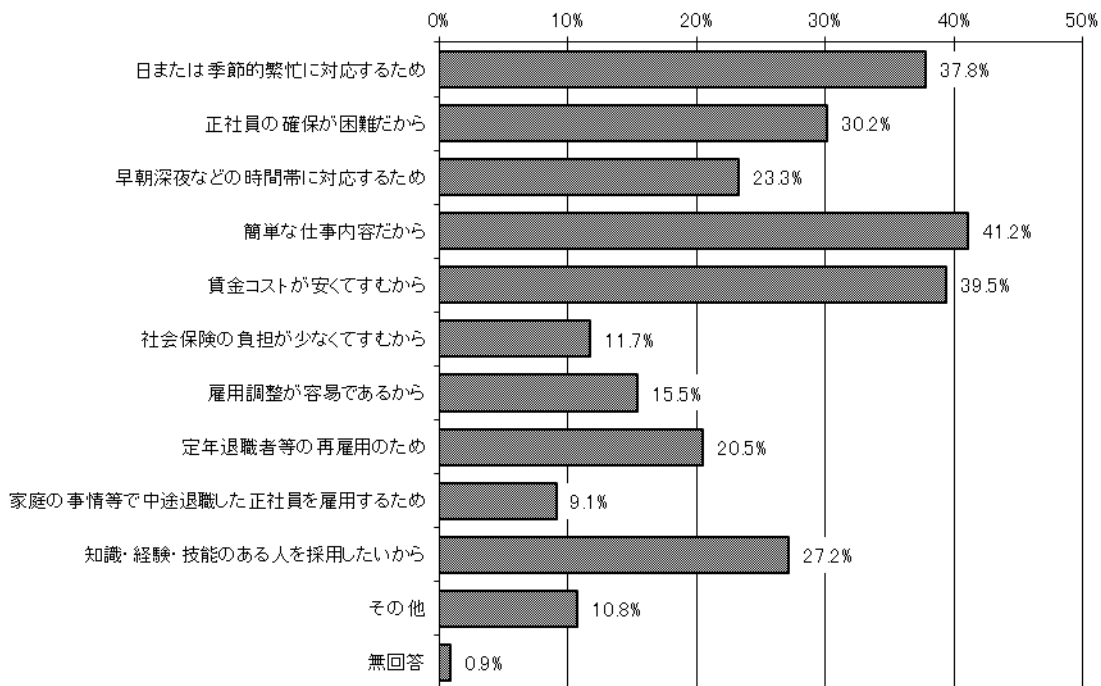
1 調査対象	(1)事業所調査	都内の常用従業者規模 30 人以上の 3,000 事業所
	(2)従業員調査	事業所調査の結果から協力を得られた事業所の従業員 1,533 人
2 調査時点・方法	(1)事業所調査	平成 29 年 10 月 1 日現在、郵送配布・郵送回収
	(2)従業員調査	平成 29 年 10 月 1 日現在、事業所を通じて配布、郵送回収
3 回収状況	(1)事業所調査	有効回収数 843 有効回収率 28.1%
	(2)従業員調査	有効回収数 491 有効回収率 32.0%

### ◇ パートタイマーを雇用している理由は、「正社員の確保が困難だから」が増加し、「賃金コストが安くてすむから」が低下

「簡単な仕事内容だから」が 41.2%で最も高く、次いで、「賃金コストが安くてすむから」(39.5%)、「日または季節的繁忙に対応するため」(37.8%)、「正社員の確保が困難だから」(30.2%)、「知識・経験・技能のある人を採用したいから」(27.2%) となっている。

前回調査と比較すると、「正社員の確保が困難だから」は 10.3 ポイント、「定年退職者等の再雇用のため」は 2.6 ポイント高くなっており、「賃金コストが安くてすむから」は 6.0 ポイント、「社会保険の負担が少なくてすむから」は 5.1 ポイント低くなっている。【報告書 11 ページ】

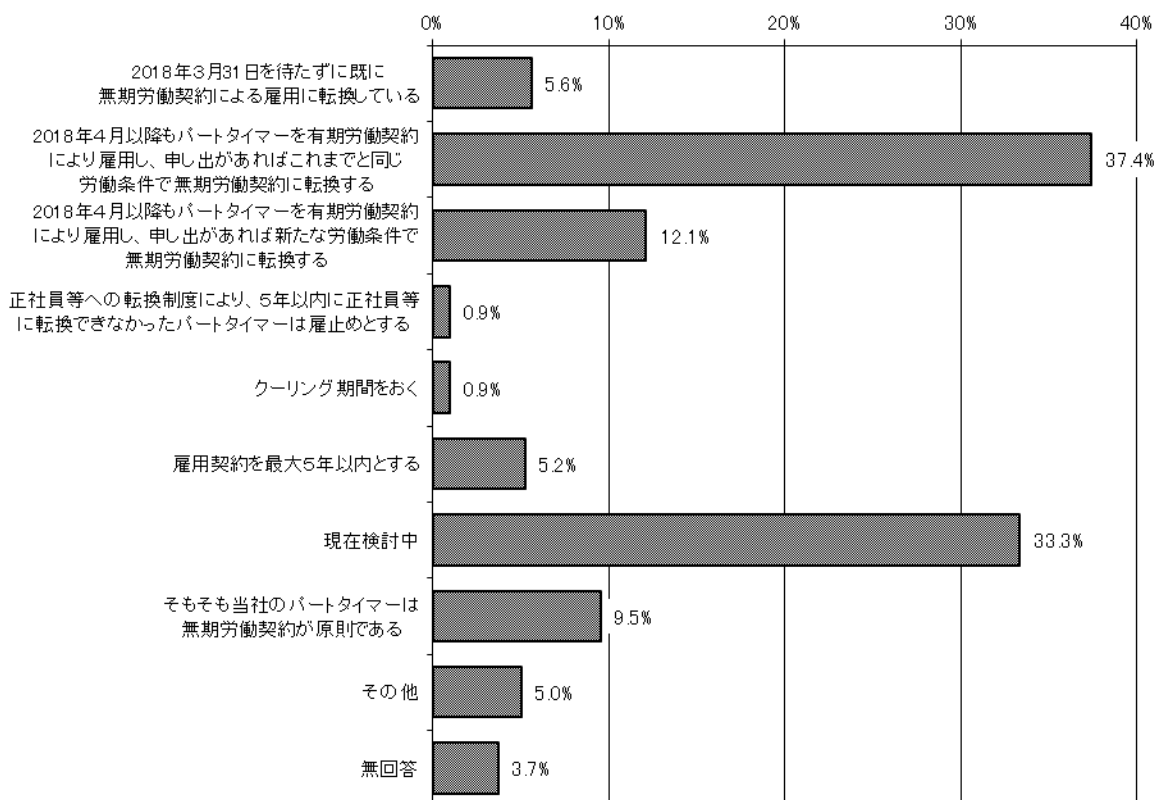
パートタイマーを雇用している理由【複数回答】(n=537)



◇ 【事業所調査】パートタイマーを雇用する事業所の「無期転換ルール」への対応は、「申し出があれば、これまでと同じ労働条件で無期労働契約に転換する」がトップ

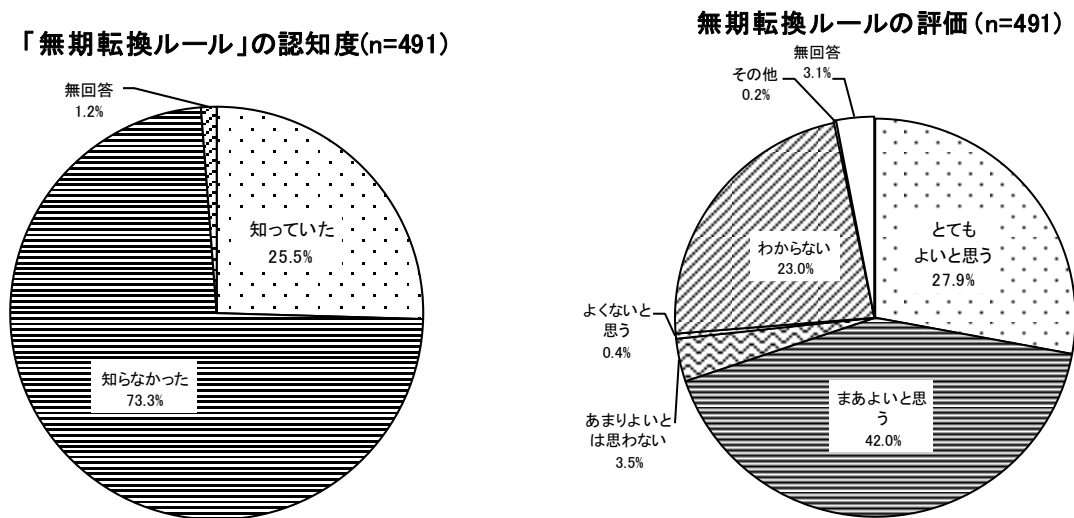
「2018年4月以降もパートタイマーを有期労働契約により雇用し、申し出があればこれまでと同じ労働条件で無期労働契約に転換する」が37.4%で最も高く、次いで「現在検討中」が33.3%となっている。【報告書18ページ】

勤続5年以上となるパートタイマーの雇用に関する対応【複数回答】(n=537)



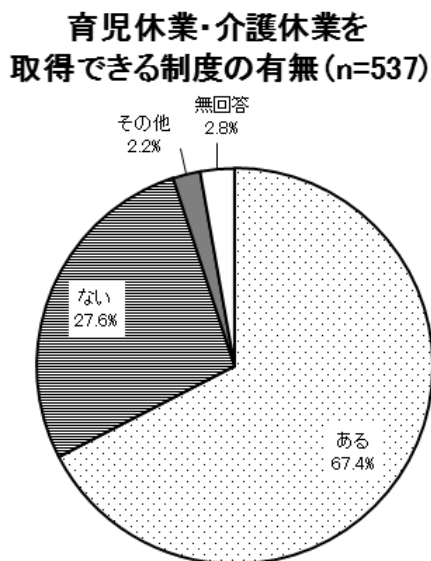
## ◇ 【従業員調査】パートタイマーの「無期転換ルール」の認知度は低い

ルールの認知度では、「知っていた」が25.5%、「知らなかった」が73.3%となっている。  
 ルールに対する評価では、「とてもよいと思う」が27.9%、「まあよいと思う」が42.0%となっている。また、「とてもよいと思う」と「まあよいと思う」を合わせた「よい」は69.9%となっている。【報告書 66 ページ】



## ◇ 【事業所調査】パートタイマーに、育児休業・介護休業制度あり、とする事業所は7割弱

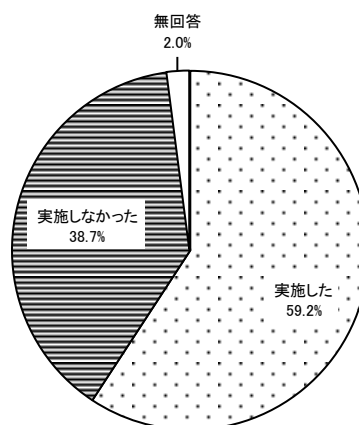
パートタイマーに制度が「ある」が67.4%と7割近くなっている。これに対して「ない」は27.6%となっている。【報告書 21 ページ】



## ◇【事業所調査】パートタイマーに昇給を実施した事業所は6割

今年のパートタイマーの昇給については、「実施した」が59.2%、「実施しなかった」が38.7%で昇給を実施した事業所の方が20ポイント程度高くなっている。【報告書 23 ページ】

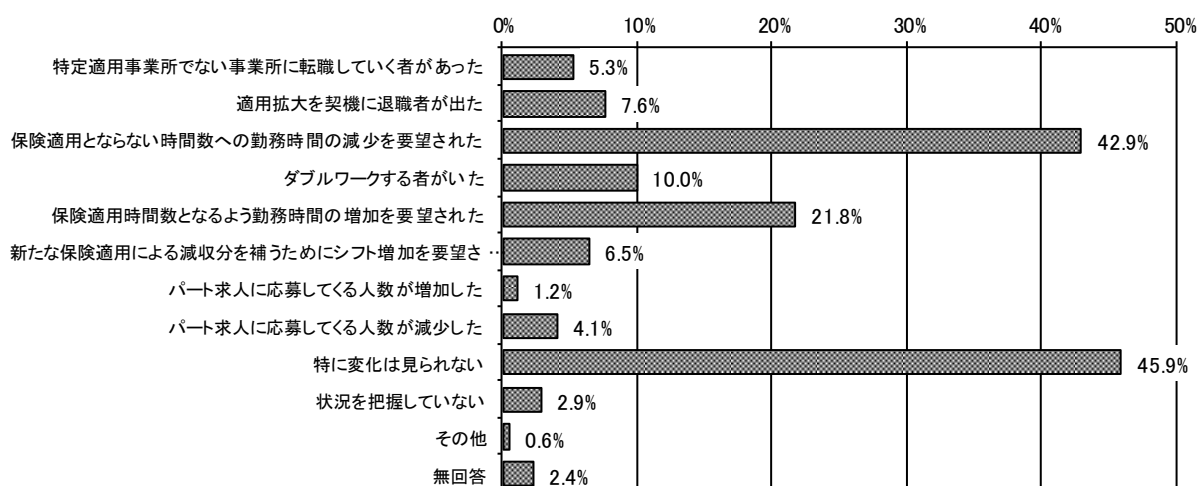
今年のパートタイマーの昇給 (n=537)



## ◇【事業所調査】社会保険適用拡大事業所(501人以上企業)のパートタイマーの雇用状況については「特に変化は見られない」と「保険適用とならない時間数への勤務時間の減少を要望された」が共に4割超

特定適用事業所におけるパートタイマーの社会保険適用範囲拡大以降の雇用状況については「特に変化はみられない」が45.9%で最も高く、次いで「保険適用とならない時間数への勤務時間の減少を要望された」(42.9%)が高くなっている。【報告書 35 ページ】

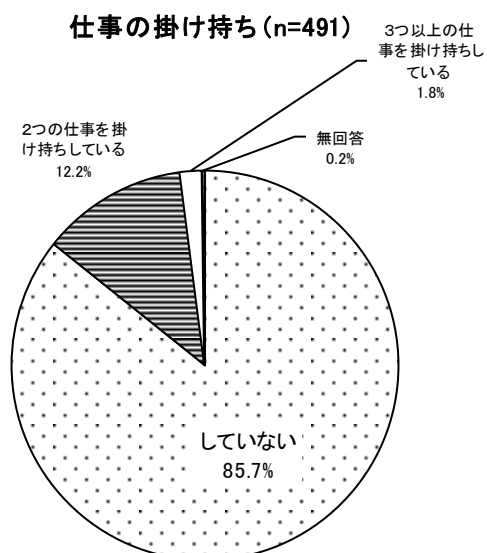
パートタイマーの雇用状況の変化(特定適用事業所)【複数回答】(n=170)



◇ 【従業員調査】 仕事の掛け持ちをしている割合は 14%

「していない」が 85.7%であり、大半は仕事の掛け持ちをしていない。一方、「2つの仕事を掛け持ちしている」も 12.2%と1割を超えており、さらに「3つ以上の仕事を掛け持ちしている」も 1.8%とわずかであるがいる。

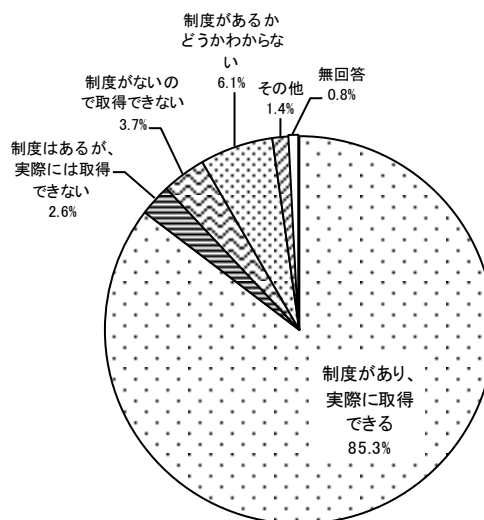
【報告書 55 ページ】



◇ 【従業員調査】 パートタイマーの年次有給休暇は「制度があり、実際に取得できる」が 85.3%

「制度があり、実際に取得できる」が 85.3%と8割台半ばとなっている。一方、「制度はあるが、実際には取得できない」(2.6%)、「制度がないので取得できない」(3.7%)、「制度があるかどうか分からない」(6.1%)となっており、年次有給休暇を取得できない人が1割強いる。【報告書 64 ページ】

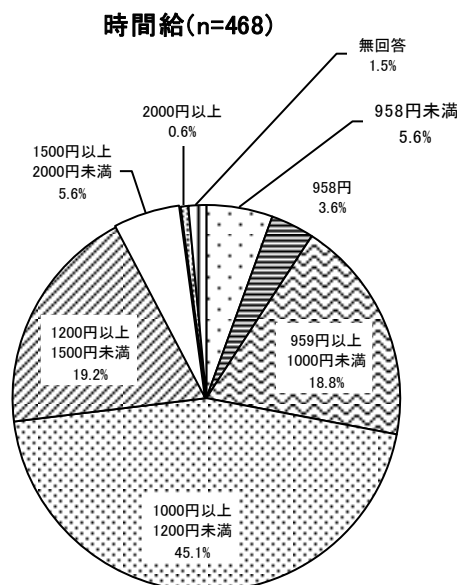
年次有給休暇の取得の有無 (n=491)



◇ 【従業員調査】 平均時間給額は 1,121.7 円、時間給「1,000 円以上 1,200 円未満」が 45.1%

「1000 円以上 1200 円未満」が 45.1%と最も高く、次いで「1200 円以上 1500 円未満」(19.2%)、「959 円以上 1000 円未満」(18.8%)となっている。

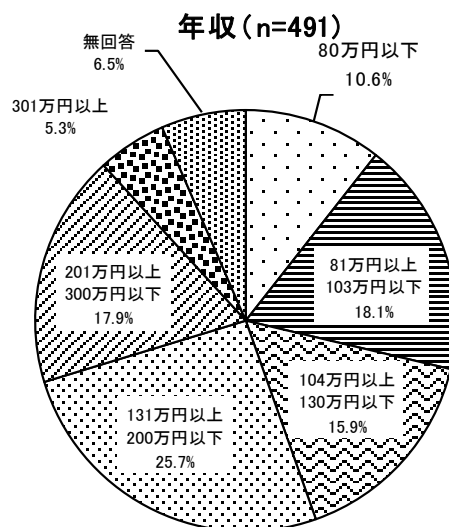
前回調査と比較すると、平均時間給額は 15.7 円増加している。【報告書 68 ページ】



◇【従業員調査】 平均年収額は 164.2 万円、103 万円以下が 28.7%、130 万以下までで 44.6%

年収は、「131 万円以上 200 万円以下」が 25.7%で最も高く、次いで「81 万円以上 103 万円以下」が 18.1%となっている。103 万円以下の合計は 28.7%となっている。

平均年収額は、164.2 万円と前回調査より 2 万円高くなっている。【報告書 71～72 ページ】

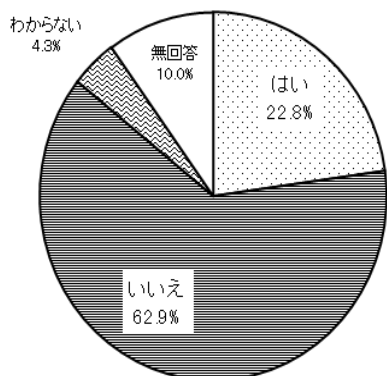


◇【従業員調査(配偶者控除対象者のみ)】 平成 29 年度の配偶者税制改正で、平成 30 年に「150 万円まで働く」とするのは 8.0%、前年と変化なし、が 50.0%

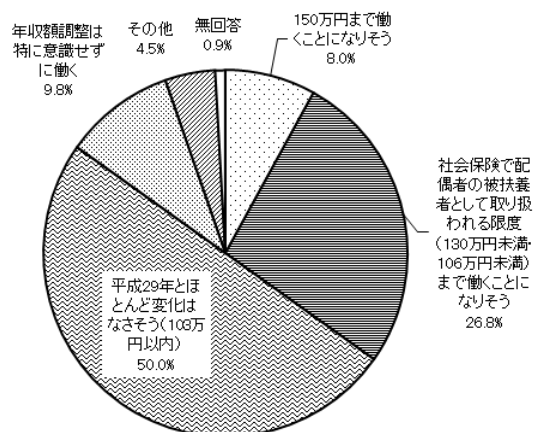
平成 29 年の配偶者控除の対象かどうかについては、「いいえ」(対象でない)が 62.9%で、「はい」(対象である)は 22.8%となっている。

配偶者控除の対象者に平成 30 年からの配偶者控除見直しの質問をした結果、改正限度額である「150 万円」まで働くとするのは 8.0%となっている。多い回答は「平成 29 年とほとんど変化はなさそう(103 万円以内)」(50.0%)、次いで「社会保険で配偶者の被扶養者として取り扱われる限度(130 万円未満、106 万円未満)まで働くことになりそう」(26.8%)である。【報告書 74 ページ】

配偶者控除の対象か(n=491)



働き方の変化(n=112)



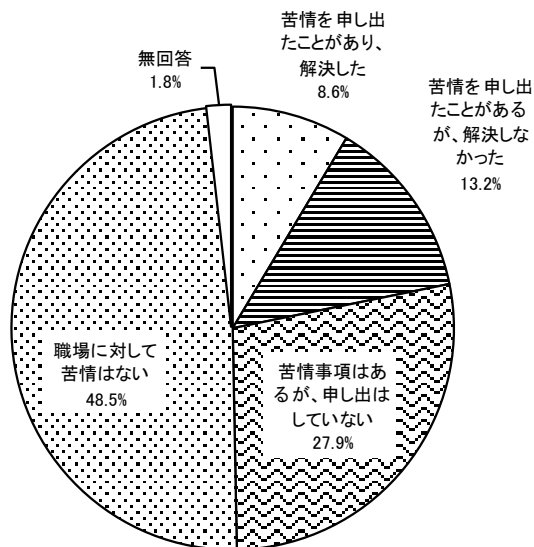
## ◇ 【従業員調査】 パートタイマーの職場の苦情は「給料」がトップ

「職場に対して苦情はない」が48.5%と高くなっている。次いで「苦情事項はあるが、申し出はしていない」（27.9%）、「苦情を申し出たことがあるが、解決しなかった」（13.2%）となっている。

### 【苦情の内容】

苦情の内容については「給料」が34.8%で最も高く、「労働時間やシフト」（27.5%）、「職務内容」（25.8%）、「同僚との人間関係」（25.0%）が続いている。近年、社会問題化している「パワハラ」（10.2%）については、給料や労働時間などの労働条件事項に比べると低くなっている。【報告書 79～80 ページ】

職場の苦情 (n=491)



苦情の内容【複数回答】(n=244)

